



# LIFRE

**Legal Information Flash Report  
from MCLAW**

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:http://mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

新型コロナウイルス感染症対策の一環として先月公布・施行された雇用保険法の臨時特例法の概要とやむをえず従業員を整理解雇する際の一般的な留意点をご紹介します。

## ◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律

本年6月12日、新型コロナウイルス感染症等の影響により休業を余儀なくされた労働者を支援するとともに、こうした支援事業の財政基盤を確保するために、雇用保険法の臨時特例を定める法律が公布・施行されました。

### 1. 労働者に対する新たな給付制度

#### ①新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

政府は、**新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、休業期間中に休業手当を受けられなかった被保険者**に対し、**新型コロナウイルス感染症対応休業支援金**を支給できる事業を実施することができるものとされました。

\* 中小企業の被保険者に対し、休業前賃金の80%（月額上限33万円）が休業実績に応じて支給されます。

#### ②雇用保険被保険者以外の者に対する給付

**雇用保険の被保険者でない労働者**についても、上記①に準じて給付金を支給する事業を実施することができます。

#### ③差押等の禁止

上記給付金については、**譲渡、担保提供、差押が禁止され、また、租税その他の公課を課することができません。**

### 2. 失業手当の給付日数の延長

新型コロナウイルス感染症等の影響による求職活動が長期化していることに鑑み、**いわゆる失業手当の給付日数を60日（一部については30日）に延長することができるものとされました。**

### 3. 雇用保険の安定的な財政運営の確保

雇用保険制度の安定的な財政運営確保のために、次の措置を講じるものとされました。

- i) 求職者給付等に要する経費について、一般会計からの繰り入れを認める。
- ii) 上記1①の事業、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計からの繰り入れる。
- iii) 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。
- iv) 雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。

## ◇整理解雇と留意点

新型コロナウイルス感染症等の影響による業績悪化に伴い、仮に従業員を整理解雇する場合、たんに「業績悪化」という理由だけでは解雇することが出来ず、トラブルになりますのでご注意ください。

### 1. 整理解雇の4要件

整理解雇が有効と言えるためには、次の4要件

を備えなければなりません。

#### ①人員削減の必要性

裁判例によれば、「企業の存続維持が危殆に瀕する」状況までは必要ないとされていますが、「単なる生産性向上や利潤追求のため」という理由では不足しているとされており、客観的資料により人員削減の必要性を説明できることが必要です。

#### ②解雇回避の努力

解雇に先立ち、配転、出向、希望退職の募集などを行う必要があります。これらの対策を採らないことにより即解雇無効となるわけではありませんが、少なくとも解雇以外の対策を検討し、解雇以外の対策を採らないのであれば従業員に対する十分な説明が必要です。

#### ③人選の合理性

客観的に合理性のある基準により、解雇対象者の選定を行わなければならない、この選定が恣意的である場合には、他の要件を満たしていても解雇無効になってしまいます。そのため、例えば、年齢や欠勤日数など、客観的に説明できる基準で選定する必要があります。

#### ④手続の妥当性

解雇する場合に組合と協議しなければならない等の規則が存在する場合、十分な協議を経ないまま解雇すると無効になります。

## 2. コメント

過去の裁判例では、企業が可能な限り雇用を継続することが求められていますが、やむなく整理解雇を行う場合には、上記4要件を十分に検討し、従業員にも丁寧な説明をする必要があります。

(友成、門屋)

### \*\*\*法務トピックス\*\*\*

#### ◆自筆証書遺言書の保管制度

新しく成立した「法務局における遺言書の保管等に関する法律」により、7月10日から、法務局において、自筆証書遺言を保管できる制度が開始されます。遺言書の紛失や隠匿の防止、遺言書の存在を把握しやすくする等の効果が期待されます。

#### ◆「あおり運転」厳罰化(改正道路交通法/6月30日施行)

新たに「妨害運転罪」が創設され、通行を妨害する運転（あおり運転）をした場合は、違反1回で免許取消処分となり、最長5年懲役刑や罰金など**厳しい罰則**が科されます。

#### ◆レジ袋の有料化

改正容器包装リサイクル法により、7月1日から**小売業を営む全ての事業者**に、持ち手のついたプラスチック製のレジ袋の有料化が義務付けられます。